

生かしてます あなたの税

スポーツを通し健康増進

市では、市民の皆さんの健康維持・増進を目的に、八潮市体育協会・八潮市レクリエーション協会・八潮市スポーツ少年団との協力により各種事業を展開しています。

平成18年度のスポーツ振興課自主事業では、「シェイプアップアクアビクス教室」「ステップアップ水泳」「エアロビクス教室」「ウォーキング講習会」「子供向け教室」「幼児向け教室」など年間を通し、子どもからお年寄りまで楽しめる教室・講座を企画しています。

八潮市体育協会では、市と共催による「市民体育祭」「市内一周駅伝大会」を開催。また、体育協会加盟の19団体へ講座等の事業を委託しています。八潮市レクリエーション協会では、スポーツ・レクリエーション事業として、加盟11団体へ講座等の事業を委託しています。八潮市スポーツ少年団では、

6種目(野球、サッカー、ミニバスケット、柔道、空手、バレーボール)36団による青少年の健全育成事業が行われています。

また、文化スポーツセンター内には、「いつでも だれでも 安全に」楽しむことのできるトレーニング室を設けています(利用するには登録が必要です)。

このトレーニング室には、最新のランニングマシン2台、自転車3台などを配備しています(専属トレーナーはいませんので、ご利用に際しては十分ご注意ください)。

この機会にぜひ、皆さんもスポーツを通じ健康の増進を図ってみたいかがでしょうか。

図スポーツ振興課 ☎996-5126



▲トレーニング室

生涯学習・まちづくりQ&A

無形文化財の「長板中型」って何?

Q 埼玉県指定無形文化財の「藍染長板中型」って、どんな特徴があるのですか?

A 八潮市の代表的地場産業の一つに長板中型藍染があります。

この長板中型の技術が最も発達したのは、江戸時代とされています。歌舞伎役者が、楽屋で着る浴衣やひき筋に配る手ぬぐいの柄のデザインに人気があったようです。

長板中型の興りは、江戸時代の「贅沢禁止令」で絹の贅沢品や小紋、絞りの着物を着てはならない禁止令に対抗した、町民の知恵のようです。

中柄(型)で表と裏が同じ柄の藍染めの浴衣を着ることが、「江戸っ子の気質」としてはやられました。その後、大正期に大阪で、注染和



長板中型の紫陽花の型紙

晒の技法が改良され、注染本染が盛んになりました。昭和初期には、電動コンプレッサーを利用した染色が開発され大量生産が可能になったことから、中川や綾瀬川、葛西用水などの水量が豊富で清流が流れる八潮市では機械による注染が、長板中型に変わって盛んになりました。

市内には、長板中型の伝承技術者として認められた、埼玉県無形文化財指定の初山さんと大熊さん親子の4人が長板中型の継承をしています。

資料館では、染色の歴史と柄などの収蔵品の展示と併せて注染の実演と体験を次のとおり、予定しています。

注染の実演と体験

■8月19日(土) ①午前9時～正午 ②午後1時～4時

■資料館

■小学生以上

■エプロン、汚れてもよい服装

■体験参加者 午前・午後各25人(申込順)

■入場料・体験参加費とも無料

■8月15日までに窓口または電話で、資料館(☎997-6666)へ

教育委員会

やしお子ども週末活動等支援事業

市では、市内全小学校において、週末における子どもの自由な遊びや自主性、創造性をはぐくむ学習拠点として、やしお子ども週末活動実行委員会が主体となり、「やしお子ども土曜広場」と「やしお子ども体験教室」を開催しています。

★やしお子ども土曜広場
■7月から12月までの第1または第3土曜日(8月の第3土曜日除く)、午前9時～正午

■市内各小学校
■小学校の校庭等を公園と同じよう



大曽根小学校「むかしの遊びを体験しよう！」

に自由な遊び場として開放し、「チヤレンジランニング、親子グラウンドゴルフ、むかし遊び、冒険遊び場、野球教室、サッカー教室」など様々なイベントを開催しています。ぜひ、遊びに来てください! ※学校によって開催日や開催内容は異なります。 ※雨天時は中止となります。



やしお子どもおもしろ理科教室

「裁判所で訴状を受理」という不審な通知!

実在する公的機関によく似た名称を使って、支払いの督促や請求をする手口が増えています。

いわゆる「架空・不当請求」です。

▼相談事例1(40代女性)

「民事訴訟管理局」から、「訴状受理通達書」が届いた。内容は、未納料金に対して指定裁判所に訴状が提出され、裁判所が受理したので、取り下げるなら当局が相談に応じるから連絡するようにとのこと。身に覚えがないが、放置すると裁判所による強制執行があるというので不安だ。

▼相談事例2(30代男性)

「法務局共同管理センター」から、「民法指定消費料金未納分訴訟最終通知書」が届いた。「身に覚えがない場合は連絡を」とあったので、公的機関と思い、電話連絡したら、身に覚えのない支払いを請求された。

《解説》 公的機関などによる通知と勘違いさせる文書です。「訴訟」「法務局」という言葉が含まれていますが、法務局とは全く関係なく、また公的機関でもありません。裁判関係におおせる書類は、一般の消費者にとって馴染みがないため、送付された書類の真偽をすぐに判別することは難しく、不安を感じる消費者が多いようです。しかし、具体的な金額や何に対する料金かというところは書かれていないことが多く、身に覚えのない支払いであれば放置しておけばよいといえます。

事例2は、「身に覚えがない場合、連絡を」とあるため、律儀に記載されている電話番号に電話すると、料金請求されたというものです。連絡することで、新たに電話番号などの個人情報聞き出され、今度は電話など別の手段で請求されるおそれがあります。連絡などしないで無視することが大切です。

「強制執行」「回収員が自宅に出向く」「勤務先を調査」など、不安をおおるような脅し文句が書かれていることもありますが、身に覚えがない請求に対して消費者ができる対策は、無視し、脅し文句にひるまず、支払わないことです。ただし、差出人が「裁判所」と明記されている封書の場合で、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の真偽は難しいので、放置せず、すぐに県や市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

■商工振興課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999

◆登録用紙の配布
八幡・八條図書館で配布していますが、郵送希望の方は、封書の表に「図書館資料管理専門員登録用紙請求」と朱書きし、宛名を明記した定形サイズの返信用封筒(80円切手貼付)を同封して八幡図書館(〒340-0816 八潮市中央三丁目32番地11)まで請求してください。

◆勤務場所
八幡図書館・八條図書館

◆登録有効期間
平成18年7月10日から平成19年3月31日まで有効です。以前に登録された方でもご希望の方は、再登録が必要です。

■休館日のお知らせ
八幡・八條図書館 7月31日(月)



おはなし会

BOOKS
図書館だより
八幡 ☎995-6215
八條 ☎994-5500